

令和2年度税制改正の主な内容（市税関連）

税目	改正の概要						
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ● 所有者不明土地等の問題に対応する措置（令和2年4月1日～） <ul style="list-style-type: none"> ○ 現に所有している者（相続人等）の申告の制度化 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、市は、現に所有している者（相続人等）に対し申告させることができるようになりました。 ○ 使用者を所有者とみなす制度の拡大 調査を尽くしてもなお所有者が明らかにならない場合、市は、事前に通知したうえで、現使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、課税することができるようになりました。 						
個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> ● 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し（令和3年1月1日～） <ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親控除の導入 離婚歴の有無や性別に係わらず、生計を一にする子を有する単身者について、「ひとり親控除」（控除額30万円）として同一運用 ○ 寡婦（夫）控除の見直し 子以外の扶養親族をもつ寡婦について、寡夫と同じ所得制限（500万円）を設ける。（控除額26万円） ○ 個人住民税の人的非課税措置の見直し（下線部） <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 45%; text-align: center;"> <p>（改正前）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 ・ 障害者、未成年者、寡婦、<u>寡夫、単身児童扶養者</u> <p>※前年の合計所得が135万円を超える場合を除く</p> </div> <div style="margin: 0 10px; font-size: 2em;">➔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 45%; text-align: center;"> <p>（改正後）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 ・ 障害者、未成年者、寡婦、<u>ひとり親</u> <p>※前年の合計所得が135万円を超える場合を除く</p> </div> </div> 						
法人市民税	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業版ふるさと納税の拡充（令和2年4月1日～） <p style="margin-top: 10px;">企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）について、税額控除割合が3割から6割に上げられ、適用期限が5年間（令和7年3月31日まで）延長されることになりました。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法人道府県民税</td> <td style="padding: 5px;">2.9% ⇒ 5.7%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>法人市民税</u></td> <td style="padding: 5px;"><u>17.1% ⇒ 34.3%</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">法人事業税</td> <td style="padding: 5px;">10.0% ⇒ 20.0%</td> </tr> </table> 	法人道府県民税	2.9% ⇒ 5.7%	<u>法人市民税</u>	<u>17.1% ⇒ 34.3%</u>	法人事業税	10.0% ⇒ 20.0%
法人道府県民税	2.9% ⇒ 5.7%						
<u>法人市民税</u>	<u>17.1% ⇒ 34.3%</u>						
法人事業税	10.0% ⇒ 20.0%						